平成２７年（フ）第１４１０号
大阪府枚方市津田西町２丁目31番４号
債務者　中井眞由美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３４号
大阪府寝屋川市香里新町15番６―201号
債務者　谷本いずる（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９９号
大阪市中央区博労町４丁目７―１―501、住民票上の住所京都府京田辺市大住関屋19番地11
債務者　玉置　元博
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３３号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目３番10号
債務者　竹林　龍麿
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２５号
大阪市城東区古市１丁目１番10―306号
債務者　石橋ともか（旧姓吉中）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２６号
大阪市住吉区長居４丁目６番16号メゾンパークレット301号
債務者　中野　美紗
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３１号
大阪市西成区梅南３丁目１番10号201、前住所大阪市浪速区敷津西１丁目３番19号
債務者　甲斐　節子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６号
函館市的場町３番26号　ナガハマアパート１Ｆ
債務者　大道　麗子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
岩手県一関市厳美町字小河原172番地
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越64番地３県営住宅314号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第８０号
愛知県碧南市竹原町１丁目19番地４　ＤＡＩＥＩ201号
債務者　笠井　優輝
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
愛知県豊田市吉原町屋敷畠16番地
債務者　城野美保子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
埼玉県桶川市西１丁目３番９号　ウィンベルソロ桶川第８―105号
債務者　六本木巧也
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
さいたま市大宮区天沼町１丁目２番地　アーバンフラット204
債務者　渡邊美智子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
さいたま市大宮区三橋１丁目850番地１　県営大宮三橋団地４―306
債務者　金子　朋敬
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
埼玉県志木市下宗岡３丁目７番２号
債務者　高田　美穂
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
埼玉県草加市旭町３丁目３番17―204号、旧住所埼玉県草加市旭町５丁目11番６―503号
債務者　高崎　淑子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係